附則第十八条の二の見出し中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同条第一項及び第二項中「第百四十七条第三項」を「第二百十一条第三項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同条第三項中「第百三十八条第一項第二号ロからニまで」を「第二百八条第一項第二号ロからニまで」に改める。

附則第十九条中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第百四十条（第二百十条において準用する場合を含む。）」を「第二百十条（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）」に、「第百四十条第六項」を「第二百十条第七項」に改める。

第四条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改め、同条中第十二号を第十四号とし、第四号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同条第三号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　救護施設等　生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設又は同条第三項に規定する更生施設をいう。

四　刑事施設等　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設、少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条に規定する少年院、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第七項に規定する更生保護施設（以下この号において「更生保護施設」という。）、法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十五条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設又は更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十二条第三項若しくは第八十五条第三項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第六十二条第二項の救護若しくは同法第八十五条第一項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）をいう。

第二十条第五項中「又は精神科病院」を「、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等」に改める。

第二十四条中「関係機関」の下に「（第二十八条第二項において「関係機関」という。）」を加える。

第二十八条第二項中「宿泊支援」の下に「並びに利用者の退院又は退所後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の指定地域移行支援事業者への委託の確保及び関係機関との連絡調整その他の便宜の供与」を加える。

3　指定地域移行支援事業者は、前項ただし書の規定により指定地域移行支援に係る業務の一部を他の指定地域移行支援事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第四十五条中「宿泊支援」の下に「並びに利用者の退院又は退所後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の指定地域移行支援事業者への委託により行われる住居の確保及び関係機関との連絡調整その他の便宜の供与」を加える。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第五条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二十六第一項第三号中「第五条第二十四項」を「第五条第二十三項」に改め、同項第四号中「第五条第二十二項」を「第五条第二十一項」に改める。

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第六条　身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第五条第二十三項」を「第五条第二十二項」に改める。

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第七条　社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令の一部改正）

第八条　次に掲げる省令の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

一　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第一条第二項第一号

二　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）第二十六条第一項第二号

（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十一号中「第五条第二十六項」を「第五条第二十五項」に改める。

（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第十条　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「、共同生活介護」を削る。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第十一条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百十三条の二第二号イ中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改め、同号ロ中「同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

第百七十条第一項中「第五条第十一項」を「第五条第十項」に、「第五条第十二項」に改める。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正）

第十二条　厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十三条　独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第四号中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改め、同条第五号の二中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改め、同条第七号中「第五条第二十六項」を「第五条第二十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十四条　次に掲げる省令の規定中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）第四条第一項第一号イ(2)㈠

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）第十一条第一項第二号イ(2)㈠